

8月～WEBセミナーのご案内

<債権管理実務研究会 事務局>
 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10
 TEL : 03(5614)5650 FAX : 03(3664)8843
 E mail : saiken-kanri@shojihomu.co.jp

《 事務局より 》

債権管理実務研究会では、新型コロナウイルス感染症対策として、当社の方針に基づき月例会（セミナー）の会場開催を見合わせ、今後とも当面の間、WEBセミナー形式で提供させていただく予定です。

会員の皆さまにはご不便をおかけしますが、何とぞご理解・ご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇東京◇

ご視聴期間	テ　　マ	担　　当
<8月その1> 8月3日（火）10:00 ～ 8月20日（金）17:00	不動産評価の現場から ～物件調査の重要性と最近 の地価動向及び地価公示の 活用法～ （視聴時間：約3時間）	川 端 一 郎 氏 （不動産鑑定士）
<8月その2> 8月20日（金）10:00 ～ 9月3日（金）17:00	債権管理担当者のための有事 を見据えた契約書作成の実務 と留意点（全3講） <第1講>総論、取引基本契 約書（その1）～債権保全・ 回収 （視聴時間：約3時間）	大 川 治 氏 （弁 護 士）
<8月その3> 8月26日（木）10:00 ～ 9月9日（木）17:00	企業担当者が知っておきたい 新しい収益認識基準で問題と なる取引類型と契約条項 （視聴時間：約3.5時間）	片 山 智 裕 氏 （弁 護 士）
<8月その4> 8月27日（金）10:00 ～ 9月10日（金）17:00	金融機関による事業再生の取 組みと各種ファイナンスの活 用（全2回） 【第1回】コロナ下における 金融機関の事業再生の取組み ～再生へのスタンス、企業与 信、再生手続活用の視点等 （視聴時間：約2時間）	高 橋 太 氏 （合同会社リカバリエイション）

※ご視聴用および講義資料の展開用のパスワードにつきましては、配信開始日の午前10時までに、ご担当窓口の方にご連絡申し上げます。

※大阪部会のスケジュールは3頁に記載しています。

◇9月の予定（東京）◇

ご視聴期間	テ　　マ	担　　当
<p><9月その1> 9月14日（火）10:00 ～ 9月30日（木）17:00</p>	<p>金融機関による事業再生の取組みと各種ファイナンスの活用（全2回） 【第2回】事業再生ファイナンスの概要と活用方法 （視聴時間：約2時間）</p>	<p>高 橋 太 氏 （合同会社リカバード・ソリューション）</p>
<p><9月その2> 9月15日（水）10:00 ～ 10月1日（金）17:00</p>	<p>販売先の倒産に伴う債権回収リスクとその対策～与信管理の基本と保険・保証の比較および活用について～ （視聴時間：約2時間）</p>	<p>奥 山 泰 弘 氏 （三井住友銀行）</p>
<p><9月その3> 9月16日（木）10:00 ～ 10月4日（月）17:00</p>	<p>債権管理担当者のための有事を見据えた契約書作成の実務と留意点（全3講） <第2講>取引基本契約書（その2）～その他のリスク回避策、各種契約書 （視聴時間：約3時間）</p>	<p>大 川 治 氏 （弁 護 士）</p>
<p><9月その4> 9月27日（月）10:00 ～ 10月11日（月）17:00</p>	<p>荷主において留意すべき海上輸送に関するリスクと対応のポイント （視聴時間：約2.5時間）</p>	<p>手 塚 祥 平 氏 （弁 護 士）</p>

※予定につきましては、現時点で確定しているもののご案内になります。
 追加等の可能性もありますので、開催概要とあわせ来月ご案内もご確認ください。

◇大 阪◇

ご視聴期間	テ ー マ	担 当
<p><8月その1> 8月3日(火) 10:00 ~ 8月20日(金) 17:00</p>	<p>不動産評価の現場から ~物件調査の重要性と最近 の地価動向及び地価公示の 活用法~ (視聴時間:約3時間)</p>	<p>川 端 一 郎 氏 (不動産鑑定士)</p>
<p><8月その2> 8月17日(火) 10:00 ~ 8月31日(火) 17:00</p>	<p>コロナ禍における与信管理 ~その変わらぬ視点 (視聴時間:約2時間)</p>	<p>葉 山 真 一 氏 (丸紅/マリックス)</p>

※ご視聴用および講義資料の展開用のパスワードにつきましては、配信開始日の午前10時までに、ご担当窓口の方にご連絡申し上げます。

◇9月の予定(大阪)◇

ご視聴期間	テ ー マ	担 当
<p><9月その1> 9月6日(月) 10:00 ~ 9月21日(火) 17:00</p>	<p>債権管理担当者のための有事 を見据えた契約書作成の実務 と留意点(全3講) <第1講>総論、取引基本契 約書(その1)~債権保全・ 回収 (視聴時間:約3時間)</p>	<p>大 川 治 氏 (弁 護 士)</p>
<p><9月その2> 9月13日(月) 10:00 ~ 9月29日(水) 17:00</p>	<p>企業担当者が知っておきたい 新しい収益認識基準で問題と なる取引類型と契約条項 (視聴時間:約3.5時間)</p>	<p>片 山 智 裕 氏 (弁 護 士)</p>

※予定につきましては、現時点で確定しているもののご案内になります。
追加等の可能性もありますので、開催概要とあわせ来月ご案内をご確認ください。

【8月配信WEBセミナー（その1）】

視聴期間 8月3日（火）10:00～8月20日（金）17:00

視聴時間 約3時間

テ ー マ 不動産評価の現場から
～物件調査の重要性と最近の地価動向及び地価公示の活用法～

講 師 不動産鑑定士／(株)川端不動産研究所 代表取締役 川 端 一 郎 氏

不動産担保といっても、担保は取得するだけでは意味がありません。評価しその経済価値を把握して初めて取得したといえることとなります。

そのためには、担保評価を、対象不動産の物件調査作業と評価作業とに大別して行う必要があります。これは不動産鑑定士に鑑定依頼される前にぜひとも行っておきたい作業とされることです。

対象不動産の物件調査はよりていねいに行う必要があります。これを怠って、一緒に担保に取っておけばよかったのに取っていないため、ほぼ無価値の担保を取得していたケースも見受けられます。

そこで本講では、前半部分で、まずこの物件調査作業の重要性につき、具体例をあげてお話いただきます。

他方、わが国には地価公示他各種の公的価格がありますが、特に地価公示は対象となる土地の時価を知るのにきわめて有用な制度であり、評価にあたっては、依頼する不動産鑑定士の評価を待つまでもなく、地価公示価格を参考にして大体の価格を把握することが可能です。

後半部分では、この活用方法を中心に、評価作業について解説いただきます。

さらに、物件管理上の留意点、査定価格と不良債権化した場合の売却価格との違い、専門家である不動産鑑定士の鑑定評価額との違いなどについても、長年鑑定業務に携わってきた講師により、わかりやすくお話いただく予定です。

債権管理担当者のための 有事を見据えた契約書作成の実務と留意点（全3回）

講 師 弁護士（弁護士法人堂島法律事務所） 大 川 治 氏

債権保全・回収を確実にを行うためには、契約書の締結が必須ですが、その際の条項の定め方には留意が必要です。

債権管理にとっての「有事」、具体的には信用不安や倒産の場面において、効果的な債権保全・回収のために何ができる必要があるのか、そのためにはどのような条項を定めておくべきなのか。こうしたことを具体的に理解して条項を定めないと、いざというときに役に立たないかもしれません。

また、取引の開始時に交わす基本契約書や個々の取引に関する契約書における条項の定め方次第で、回収の実効性に大きな差が生じることや、取り得る回収手法が限定されてしまうこともあります。

一方で、近年は、信用リスク以外のさまざまなリスクが存在します。そうしたリスクが現実化する「有事」に、思わぬ損失を被らないような契約上の工夫も必要になってきます。

さらに、担保設定契約書においても、条項の工夫によって、担保の有効性・実効性を高めることができます。

そこで本講では、取引基本契約書、各種契約書および担保設定契約書の作成実務について、債権保全・回収の視点を中心に、債権管理・与信管理業務に精通した講師より、3回にわたりご講義いただきます。

<第1講> 【8月配信WEBセミナー（その2）】

視聴期間 8月20日（金）10:00～9月3日（金）17:00

視聴時間 約3時間

テ ー マ <第1講> 総論、取引基本契約書（その1）～債権保全・回収

<第1講>では、備えるべき「有事」（信用リスク、その他の不測の事態）との関係でどのような「備え」が必要なのか、そのことと取引基本契約書締結の関係・重要性について整理いただくとともに、主として債権保全・回収に関わる各条項を、近年の民法改正等や判例・裁判例を踏まえながら解説いただきます。

<第2講> 【9月配信WEBセミナー（その3）】 _____

視聴期間 9月16日（木）10:00～10月4日（月）17:00

視聴時間 約3時間

テ ー マ <第2講> 取引基本契約書（その2）～その他のリスク回避策、
各種契約書

<第2講>では、債権保全・回収の観点以外のリスクを回避するための取引基契約書における工夫のほか、個別売買契約書、特約店基本契約書、製造請負（委託）基本契約書等について、それぞれ特有の条項をピックアップして解説いただきます。

<第3講> 【10月配信WEBセミナー】 _____

視聴期間 10月1日（金）10:00～10月15日（金）17:00

視聴時間 約3時間

テ ー マ <第3講> 担保権設定契約書

<第3講>では、債権保全・回収の重要な手段である各種担保について、契約締結時の留意点、担保の有効性・実効性を高めるための条項上の工夫等について、近年の民法改正の内容を織り込み、また、現在検討されている担保法制の見直しも視野に入れて解説いただきます。

【8月配信WEBセミナー（その3）】

視聴期間 8月26日（木）10:00～9月9日（木）17:00

視聴時間 約3.5時間

テ ー マ 企業担当者が知っておきたい
新しい収益認識基準で問題となる取引類型と契約条項

講 師 弁護士・公認会計士（片山法律会計事務所） 片山 智裕 氏

2018年3月30日に公表された企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「本基準」といいます。）が、2021年（令和3年）4月1日以降開始される事業年度から適用が開始されています。

本基準は、従来の実現主義とは異なり、契約に基づく収益認識の原則に基づき、詳細なルール（準則）とステップ（手順）を定めています。企業の担当者は、自社が関わるさまざまな営業取引の中から、本基準で問題となる取引類型を洗い出し、自社が企図する収益認識に適合した契約条項かどうかを見直す必要があります。

そこで本講では、企業担当者がおさえておきたい本基準の考え方を概説し、具体的な取引類型を例にとって、本基準で問題となる取引類型の洗い出しや契約条項の見直しのポイントにつき、わかりやすく解説いただきます。

【講義予定内容】

1. 新しい収益認識基準の考え方
 - ・新しい収益認識基準の概要
 - ・契約に基づく収益認識の原則
 - ・適用手順<ステップ1>契約の識別～<ステップ5>履行義務の充足
 - ・問題となる取引類型・契約条項の着眼点
2. 契約の識別
 - ・契約の成立の判定
 - ・継続的取引基本契約書
3. 履行義務の識別
 - ・契約における約束の識別
 - ・別個の財又はサービスの識別
 - ・財又はサービスに対する保証
4. 履行義務の充足
 - ・一定の期間にわたり充足される履行義務
 - ・第3類型：非転用成果型の役務提供契約
 - ・一時点で充足される履行義務
5. 本人と代理人の区分

【8月配信WEBセミナー（その4）】

視聴期間 8月27日（金）10:00～9月10日（金）17:00

視聴時間 約2時間

テ ー マ 金融機関による事業再生の取組みと各種ファイナンスの活用（全2回）
【第1回】 コロナ下における金融機関の事業再生の取組み
～再生へのスタンス、企業与信、再生手続活用の視点等

講 師 合同会社リンクアンドクリエイション 代表 高橋 太 氏

企業にとって金融機関との関係は多かれ少なかれ不可欠と思われていますが、特に取引先の再生局面では利害関係者となることもあり、債権者としての自社のポジションを考える上でその動向を見きわめることも必要になってきます。

他方、コロナ禍が長引く現在の状況下で、体力の限界を試されている中堅・中小規模会社の倒産・再生案件の多発も今後危惧されるところです。

そこで本講では、政府系金融機関で再生業務に従事し、その合弁会社で動産ビジネスにも携わってきた講師より、金融機関の視点や対応について、2回にわたりご紹介いただきます。

【第1回】では、金融機関における事業再生の取組みについて、ウィズ・コロナの状況を経てどのような変化があったのかを検討し、それに伴う投融資判断に際しての基準やチェックポイントを整理いただきます。

さらに、金融機関の取引先が危機的状況に陥った場合に、再生に向けていかに手続を選択しどのように着手するのかについても、事例を織り込みながら、具体的な融資契約条項にも触れて、わかりやすく解説いただく予定です。

【第1回・講義予定内容】

1. コロナ禍前後でみる金融機関の姿勢の変化
～メインバンク機能の復権、自主再建型の増加など
2. 金融機関の投融資における与信のポイント
～債務者区分の考え方、与信のチェックポイントなど
3. 再生手続活用のポイント
～金融機関が取引先再生に着手する手順、私的整理・法的整理の概要と選択の留意点など
4. 再生融資契約書の主な条項

【第2回】 【9月配信WEBセミナー（その1）】 _____

視聴期間 9月14日（火）10:00～9月30日（木）17:00

視聴時間 約2時間

テ ー マ 金融機関による事業再生の取組みと各種ファイナンスの活用（全2回）
【第2回】 事業再生ファイナンスの概要と活用方法

【第2回】では、事業再生案件における、金融機関による運転資金融資やリスクマネー等、各種ファイナンスを中心に、外部機能による再生手法の紹介、事業資産換価の方法や留意点についてお話いただく予定です。

【第2回・講義予定内容】

1. 各種再生ファイナンスの概要と活用方法
～ABL（動産・売掛金担保融資）、DIP（法的整理手続における運転資金融資）、メザニン、普通株出資、DDS（債務の劣後化）／DES（債務の株式化）など
2. 金融機関以外のプレーヤーの機能と活用のポイント
～事業再生ファンド、地域ファンド、サービサーなど
3. 事業資産（工場の生産ライン、小売業の店頭在庫など）の換価サービス

【9月配信WEBセミナー（その2）】

視聴期間 9月15日（水）10:00～10月1日（金）17:00

視聴時間 約2時間

テ ー マ 販売先の倒産に伴う債権回収リスクとその対策
～与信管理の基本と保険・保証の比較および活用について～

講 師 (株)三井住友銀行 アセットファイナンス営業部
業務企画グループ長 奥山 泰弘氏

アフターコロナを見据えた企業の経済活動再開に伴い、今後も販売先の倒産と債権回収リスクに対する備えの重要性が高まってくると思われれます。

こうしたリスクへの備えとして、保険や保証、ファクタリングといったサービスがありますが、これらのサービスはそれぞれ特性が異なります。

そこで本講では、販売先についての基本的な与信管理の考え方についてご説明いただいたうえで、保険や保証、ファクタリングに関する各サービス特性の違い、自社のニーズに適した与信管理方法、各サービスの選び方等について、昨今の動向にも触れながら紹介いただきます。

【9月配信WEBセミナー（その4）】

視聴期間 9月27日（月）10:00～10月11日（月）17:00

視聴時間 約2.5時間

テ ー マ 荷主において留意すべき海上輸送に関するリスクと対応のポイント

講 師 弁護士（弁護士法人東町法律事務所 パートナー） 手塚 祥平氏

海上輸送は、国際物流における中核的手段であり、近時のサプライチェーンのグローバル化やアジア諸国の急激な経済成長を背景に、その役割はますます高まっています。島国であるわが国においては、貿易量の99%超を海上輸送に依存しており、その重要性は言を俟ちません。

他方で、大きく報道された油流出による海洋汚染や重要運河の機能停止につながる船舶座礁事故衝突等に加え、船舶衝突事故や船舶火災等、海上輸送中の事故は後を絶ちません。

海上輸送に関する紛争が生じると、国際条約の適用や、適用法の確定といった国際物流特有の問題に加え、共同海損、責任制限などの海運業界固有の法的枠組み等も関係してきます。また、海上輸送中の事故につき荷主側の責任が追及されるケースもあります。

そのため、ユーザー側である荷主（荷送人・荷受人）の債権管理担当者においても、海上輸送にまつわるリスク、関係者の権利義務、紛争処理の枠組み、対応手法等について、しかるべき知識を備えておくことが求められます。

そこで本講では、海法分野・海事案件に詳しい講師より、海上輸送に関する法制度や事故・紛争の態様・解決枠組み等について整理いただくとともに、荷主の視点での事前事後の留意事項について、事例も交えてわかりやすく解説いただきます。

【8月配信WEBセミナー（その1）】

視聴期間 8月3日（火）10:00～8月20日（金）17:00

視聴時間 約3時間

テ ー マ 不動産評価の現場から
～物件調査の重要性と最近の地価動向及び地価公示の活用法～

講 師 不動産鑑定士／(株)川端不動産研究所 代表取締役 川 端 一 郎 氏

不動産担保といっても、担保は取得するだけでは意味がありません。評価しその経済価値を把握して初めて取得したといえることとなります。

そのためには、担保評価を、対象不動産の物件調査作業と評価作業とに大別して行う必要があります。これは不動産鑑定士に鑑定依頼される前にぜひとも行っておきたい作業とされるところです。

対象不動産の物件調査はよりていねいに行う必要があります。これを怠って、一緒に担保に取っておけばよかったのに取っていないなかったため、ほぼ無価値の担保を取得していたケースも見受けられます。

そこで本講では、前半部分で、まずこの物件調査作業の重要性につき、具体例をあげてお話いただきます。

他方、わが国には地価公示他各種の公的価格がありますが、特に地価公示は対象となる土地の時価を知るのにきわめて有用な制度であり、評価にあたっては、依頼する不動産鑑定士の評価を待つまでもなく、地価公示価格を参考にして大体の価格を把握することが可能です。

後半部分では、この活用方法を中心に、評価作業について解説いただきます。

さらに、物件管理上の留意点、査定価格と不良債権化した場合の売却価格との違い、専門家である不動産鑑定士の鑑定評価額との違いなどについても、長年鑑定業務に携わってきた講師により、わかりやすくお話いただく予定です。

【8月配信WEBセミナー（その2）】

視聴期間 8月17日（火）10:00～8月31日（火）17:00

視聴時間 約2時間

テ ー マ コロナ禍における与信管理～その変わらぬ視点

講 師 丸紅(株) 大阪支社 リスクマネジメント部 大阪RM課長
兼 マリックス(株) 大阪業務部長 葉 山 真 一 氏

長引くコロナ禍で先行きの不透明感を払拭できない経済状況が続いている中、現状の企業倒産は、政府や金融機関による資金繰り支援の効果が大きく、低い水準に抑えられています。

このような状況下、本講では、まず、平成の30年間と令和の2年間の企業倒産状況を振り返り、2008年のリーマンショック時と現在のコロナ禍における資金繰り支援策の違いや、倒産企業に共通してみられる構造的な要因について検討を加えるとともに、企業に求められる与信管理の考え方・理念および組織・制度についてお話いただきます。

次に、コロナ禍の影響により明らかになってきた企業を取り巻くビジネス環境の変化につき、長年大手商社で審査実務に携わってきた講師より、在宅勤務等の中で感じたことや考えたことなども交え、コロナ禍において求められる与信管理上の留意点について、平時と変わらぬ視点や原則を踏まえたご見解を伺う予定です。

債権管理担当者のための 有事を見据えた契約書作成の実務と留意点（全3回）

講 師 弁護士（弁護士法人堂島法律事務所） 大 川 治 氏

債権保全・回収を確実にを行うためには、契約書の締結が必須ですが、その際の条項の定め方には留意が必要です。

債権管理にとっての「有事」、具体的には信用不安や倒産の場面において、効果的な債権保全・回収のために何ができる必要があるのか、そのためにはどのような条項を定めておくべきなのか。こうしたことを具体的に理解して条項を定めないと、いざというときに役に立たないかもしれません。

また、取引の開始時に交わす基本契約書や個々の取引に関する契約書における条項の定め方次第で、回収の実効性に大きな差が生じることや、取り得る回収手法が限定されてしまうこともあります。

一方で、近年は、信用リスク以外のさまざまなリスクが存在します。そうしたリスクが現実化する「有事」に、思わぬ損失を被らないような契約上の工夫も必要になってきます。

さらに、担保設定契約書においても、条項の工夫によって、担保の有効性・実効性を高めることができます。

そこで本講では、取引基本契約書、各種契約書および担保設定契約書の作成実務について、債権保全・回収の視点を中心に、債権管理・与信管理業務に精通した講師より、3回にわたりご講義いただきます。

<第1講> 【9月配信WEBセミナー（その1）】

視聴期間 9月6日（月）10:00～9月21日（火）17:00

視聴時間 約3時間

テ ー マ <第1講> 総論、取引基本契約書（その1）～債権保全・回収

<第1講>では、備えるべき「有事」（信用リスク、その他の不測の事態）との関係でどのような「備え」が必要なのか、そのことと取引基本契約書締結の関係・重要性について整理いただくとともに、主として債権保全・回収に関わる各条項を、近年の民法改正等や判例・裁判例を踏まえながら解説いただきます。

<第2講> 【10月配信WEBセミナー】 _____

視聴期間 10月6日(水) 10:00~10月20日(水) 17:00

視聴時間 約3時間

テ ー マ <第2講> 取引基本契約書(その2)~その他のリスク回避策、
各種契約書

<第2講>では、債権保全・回収の観点以外のリスクを回避するための取引基契約書における工夫のほか、個別売買契約書、特約店基本契約書、製造請負(委託)基本契約書等について、それぞれ特有の条項をピックアップして解説いただきます。

<第3講> 【11月配信WEBセミナー】 _____

視聴期間 11月1日(月) 10:00~11月16日(火) 17:00

視聴時間 約3時間

テ ー マ <第3講> 担保権設定契約書

<第3講>では、債権保全・回収の重要な手段である各種担保について、契約締結時の留意点、担保の有効性・実効性を高めるための条項上の工夫等について、近年の民法改正の内容を織り込み、また、現在検討されている担保法制の見直しも視野に入れて解説いただきます。

【9月配信WEBセミナー（その2）】**視聴期間** 9月13日（月）10:00～9月29日（水）17:00**視聴時間** 約3.5時間**テ ー マ** 企業担当者が知っておきたい
新しい収益認識基準で問題となる取引類型と契約条項**講 師** 弁護士・公認会計士（片山法律会計事務所） 片山 智 裕 氏

2018年3月30日に公表された企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「本基準」といいます。）が、2021年（令和3年）4月1日以降開始される事業年度から適用が開始されています。

本基準は、従来の実現主義とは異なり、契約に基づく収益認識の原則に基づき、詳細なルール（準則）とステップ（手順）を定めています。企業の担当者は、自社が関わるさまざまな営業取引の中から、本基準で問題となる取引類型を洗い出し、自社が企図する収益認識に適合した契約条項かどうかを見直す必要があります。

そこで本講では、企業担当者がおさえておきたい本基準の考え方を概説し、具体的な取引類型を例にとって、本基準で問題となる取引類型の洗い出しや契約条項の見直しのポイントにつき、わかりやすく解説いただきます。

【講義予定内容】

1. 新しい収益認識基準の考え方
 - ・新しい収益認識基準の概要
 - ・契約に基づく収益認識の原則
 - ・適用手順<ステップ1>契約の識別～<ステップ5>履行義務の充足
 - ・問題となる取引類型・契約条項の着眼点
2. 契約の識別
 - ・契約の成立の判定
 - ・継続的取引基本契約書
3. 履行義務の識別
 - ・契約における約束の識別
 - ・別個の財又はサービスの識別
 - ・財又はサービスに対する保証
4. 履行義務の充足
 - ・一定の期間にわたり充足される履行義務
 - ・第3類型：非転用成果型の役務提供契約
 - ・一時点で充足される履行義務
5. 本人と代理人の区分